

岸田俊「函入娘」考

SEKIGUCHI, Sumiko / 関口, すみ子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

109

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

11

(発行年 / Year)

2011-10-14

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007673>

岸田俊「函入娘」考

関口 すみ子

明治初期に「女弁士」で名高い岸田俊（俊子。湘煙。一八六一—一九〇二）は、演説「函入娘」が、集会条例違反・官吏侮辱の廉かどに問われ、拘引された。そして、その夜のうちに警察署から未決監へ送られた。一八八三年一〇月一二日、滋賀県大津でのことである。

いったい、その「函入娘」とはどれほど激しい演説だったのであろうか。「岸田俊著」と銘打たれた『函入娘・婚姻之不完全』（駿々堂本店）が一〇月一八日付で刊行された。これを読めばわかる、と当時の人々は飛びついたことであろう。

じつは、俊の演説は、裁判で証拠として提出された、臨監警官（大津警察署巡查）による「傍聴筆記」として残っている。俊は裁判で、大意としては認めつつ細部を争っているから、その点まで考慮すればその限りで確かなものだと言える。なお、これが、俊の「女演説」の中で、からくも内容が残っている唯一のものである。

俊の演説というと、『函入娘・婚姻之不完全』の『函入娘』から引用されることが多い。

だが、この本は奥付からすると俊の拘留中に出版されたものであり、まずその真偽が問われるべきである。従来注目されていないが、「傍聴筆記」と『函入娘』では、言葉遣いはもちろん、内容が相当異なる。両者を比較してみよう。

まず、「傍聴筆記」(「公判傍聴筆記」『日本立憲政党中央新聞』一八八三年一月一日(二二日⁽¹⁾より)から、部分的に要約する。演説は「皆サン私シハ岸田俊テコサリマス」と始まる。

私は国家の爲めにこの興行をなす者である。

函入娘とは、京阪間で使われる俗語であり、中等以上の人の娘のことを言う。あたかも函の中に入れられた者のように、手足を動かさず、口もきけず、自由を妨げるのでこの言葉がある。

私は、真正の函入娘を造ろうと思う。私の造ろうとする函は、形ある函ではなくて形なき函だ(「私ノ造ラント欲スル函ハ形チアル函ニ非スシテ形チナキノ函テ御座リマス」)。形ある函は窮屈だが、形なき函は、不自由でない。

家によって函の造り方に三種類ある。女大学や女小学などの書物で学ばせるやり方は、「他ノ二ツニ比スレハ稍^シ執ル可キ高尚ナル函」だが、「其外二ツノ函ハ不完全ナル函ナレハ私ノ執ラサル函ナリ」。

学文は嫁入りの妨げになるところか、第一の嫁入り道具だ。学文とは、経済学と修身学である。子供には道德をもって教えるべきで、踊りや三味線などの芸をしこむのではない。

「世界ノ如キ大且ツ自由ナル函」を造るべきである。その時は、眞の函入娘となる。

「窮屈不自由ナル函」に入れては、娘をだめにしてしまう。

次に、駸々堂本から、部分的に要約する。

智が得をする世になり女子もこれまでの女子ではいられない。教育も改良する必要がある（「智得愚失の世に至れば女子亦何ぞ従前の女子たるを得んや教育も亦随て之が改良をなさざるべけんや」）。

そもそも「函」とは、女を正良にするために作る器であることは言うまでもない（「夫れ其函なる者は元其女をして正良ならしむるため作るの器たるは言を俵たさるなり」）。

函の作り方に三種類ある。女大学女小学等の遺訓によるのは比較的高尚だと言ってもよいかもしれない（「比して高尚の函と云も可なる者の如し」）が、この三つはすべて、害が少なからず、益が多からずである。この害を除却しなければ、「婦徳を修め女道を行ひ社会有益完全の婦女子」は千年たっても得られない。

「今其自由の行ひありて而他人の自由を害せざる者は即智識の進歩に由る者なり」。その智識の進歩には教育が必要であり、教育を改良するには、母という職分を尽くすに足る婦女子を養成しなければならない（「其母職を尽すに足るの婦女子を養成せざるべからざるなり」）。

女子への遺訓は弊害がある。その中心である「女子三従の道」は著しい束縛である。父母・夫・子に従うのではなく、それぞれ、子の道・妻の道・親の道に従うと改良すべきである。

「元来子は母の胎中にありて既已に之か函を受ける者……内教を得るもの」であり、母こそ、その函である。

娘に、三味線や歌などの芸をしこむのではないけない。「絃歌」は「淫声」「猥体」に他ならず、「世に唱ふ所の函入娘」は「虫入娘」と言わざるをいない。

両者は重要な点で異なる。

第一に、演説（「傍聴筆記」）では、形ある窮屈な函、形なき自由な函という概念が展開されている。これは、駁々堂本にはない。

また、演説での「自由」という言葉は、主に心のまま・意のままという意味であり、「窮屈」「不自由」と対で使われている。たとえば、「世界ノ如キ大且ツ自由ナル函」、「窮屈不自由ナル函」である。従来、かつ、仏教語系の使用方である。他方、駁々堂本の「自由」は、主に Liberty や Freedom の訳語である。「自己の自由を重じおもん人の自由を害げず」がそれである。

第二に、女大学や女小学等は、演説では、他の二つの函と分けて「稍執せうル可キ高尚ナル函」とされている。駁々堂本では、比較的高尚としつつも、他の二つの函と同様に害のうちに入るとされている。

第三に、駁々堂本は「三従の道」を長文で批判し、その改良策を出している。演説では「三従の道」について言及がない。

第一点について、より詳しく見てみよう。

演説（「傍聴筆記」）では、「自由」（及び「不自由」）は以下のように使われている（句読点引用者）。

今夕ノ兩往来ノ不便利ナルモ、反リテ弁利トナルノ媒介トナルヤ図リ知ルヘカラス。亦今日ノ不自由モ、明日ノ自由トナルノ媒介トナルナカランカ。ノ手足働カシメス口云ハシメスシテ自由ヲ妨ケルモノ此函ヲ造ル父母ハ、娘ヲ不自由ニセシムル為メニアラスシテノ其形チナキ函ト云フハ、何所ニ足ヲ踏ミ手ヲ出スモ不自由ナキノ函ナリ。ノ其花ヤ他ノ花ヲ羨ヤンテ云ハン、吾ヤ今日函中ニテアルモ、今日原野ニアル花ハ、自由ニ開キ自由ニ笑ヒ

芳ハシキ香ヲ自由ニ放ツモ、吾ヲ無慘ヤ慘酷ヤ今日マテ函ヲ作ラスノ私ノ思フニハ、斯ノ如キ不自由ナルハ函早く破リテシマハネハナリマセン。ノ仮令往昔ハ之ヲ以テ真ノ函入娘トナスモ、今日ハ天帝娘ニ自由ヲ与ヘラレタルコトハ娘モ皆熟知シタルノ時ナレハ、自由ナルヘキ函ヲ造ラネハナリマスマイ。ノ今日ノ如キ智識開達ノ時ニアリテハ、宜シク学ハシメ自由ヲ得セシムヘキニ、之レヲ為サスシテノ之レカタメ花ハ不自由ヲ極ムル而已カ、籬ノ法律ノ為メニ捕縛セラル、ヲ以テ、僅カニ花色アルモ充分香ヲ放チ自由ニ咲ク能ハサレハ、之ヲ人ノ精神ニ及ホシ考フルモ不自由ナルモノテアリマシヨウ。ノ自由ニ開カントスル花モ、自由ニ開クコトヲ得ス。自由ニ発生セントスル枝モ、其発生ヲ妨ケラレノ此花ノ如キ不自由究屈アリテハ、到底立派ナ精神ヲ養フコトハナリマセン。ノ先ツ函ノ内ニ入レル、娘ノ心ヲ察シ、世界ノ如キ大且ツ自由ナル函ヲ造ルヘシ。ノ若シ之レニ反シテ窮屈不自由ナル函ニ入ル、トキハ、必ラス娘ハ遁亡シ則チ驅ケ落チスルコト疑ヒナシ。ノ今日迄函ノ内ニ居ル人モ、函ノ外ニ居ル人ト同様、之レヲ自由ニナサシメハ、窮屈ナル函ノ内ニ這入ルコトモイラス。然ルトキハ此函ヲ造ルコトモイラサレハ、自然ト遁亡スル娘モナク、從テ之レヲ捕縛セシムル此様ナ不用ノ下女ヲ雇フニモ及ハス。

「公判傍聴筆記」によれば、裁判冒頭、「傍聴筆記」朗読の後、今朗読したとおりの演説をしたに相違ないかと裁判官から問われて、被告人岸田俊は、「大意は左様なるも」としつつ、数点について、次のように反論している（句読点引用者）。

其初項に「今夕の雨往來の不便利」ニ云々「今日の不自由も明日の自由となる」ニ云々は、「今夕の雨の不自由」も「明日は晴の自由となる」ニ云々の相違。又中程に捕縛云々のこと数多あるも右は嘗て言ひしに非らず。末項に至

て「娘の駆け落ちしたるとき下男下女をして捕へしむる」云々と言ひたるのみ。又「^法離の法律の爲めに」云々とも言ひしには非らず。

つまり、大意としては認めつつ、おそらくは削除・挿入・改竄されたであろう点を指摘したのである。

さて、集会条例違反は、学術演説会の届出であるにもかかわらず、政談に涉つたというものである。弁護人の反論に対して、検察官は、大津警察署警部による「集会条例違反及官吏侮辱現行犯事件届書」を読み上げさせた。俊の演説は「暗ニ、現政府ノ集会条例新聞条例出版条例等ヲ以テ函ニ比喻シ、父母ヲ政府ニ、人民ヲ娘ニ喩へ、徹頭徹尾治者被治者ノ関係ヲ論シタリ」とある。

つまり、演説にある、父母が用意した不自由・窮屈な函から駆け落ちて逃げ出す娘を、政府が用意した集会条例・新聞条例・出版条例等という不自由・窮屈な函から逃げ出して、「捕縛」を逃れようとする人民の暗喩だと同じつけて、政談に涉つたとみなし、集会条例違反としたのである。さらに、父母が雇う「下男下女」とは、逮捕する担当官吏、すなわち臨監警官を喩えたものだとして、官吏侮辱の廉とした。

演説では、「自由」は、主に「不自由」「窮屈」と対で使われている。

やや文明開化の新思想風なのは、「今日」に関する二箇所すぎない。(「今日ハ天帝娘ニ自由ヲ与ヘラレタルコトハ娘モ皆熟知シタルノ時ナレハ、自由ナルヘキ函ヲ造ラネハナリマスマイ。」「今日ノ如キ智識開達ノ時ニアリテハ、宜シク学ハシメ自由ヲ得セシムヘキニ」)

俊が反論したように、「今夕の雨の不自由」も「明日は晴の自由となる」が、「今日の不自由も明日の自由となる」に変えられていたとなると、官吏の側は、ニュアンスの異なるこの二つの「自由」を意識していたようだ。

他方、駿々堂本では、「自由」(及び「不自由」)は以下のように使われている。

各其己れの維持すべきの自由は人の之を書くを許さず。各其持有すべきの権利は人の枉ぐ所となるを許さず。
 女小学女大学其他千種の遺訓を挙て以て困範となし、一身総て其自由を得さらしむるを以て其困となすは、比して高尚の困と云も可なる者の如し。

然り而若唯其便利にのみ是れ従と云はゞ謂ゆる自由自在其正邪を弁ぜず偏に其恣欲を逞しくするの疑ひなき能はざるなり。

因て今其自由の行ひありて而他人の自由を書けざる者は即智識の進歩に由る者なり。

己れの本分を尽し自己の自由を重じ人の自由を書げず、

夫一家の不自由を来たさる如き機杼縫紉は、半年之を学び或は一年之を学勉むれば足れりとなすべし。

ここでは、「自由」とは、まず、「自己の自由」の確立として(「各其己れの維持すべきの自由は人の之を書くを許さず。」、ついで、それをいかにして「人の自由」と両立させるのか(「自由の行ひありて而他人の自由を書けざる」という文脈で使われている。つまり、新しい意味で使われている。従来の意味でも使われている(「謂ゆる自由自在」)が、演説にあるような、「自由」を駆使した様々な表現はない。

以上のように、演説(「傍聴筆記」)と駿々堂本では、「自由」という言葉の意味・使い方が異なる。また、女小学や女小学等の従来女訓に対する考え方も異なる。何よりも論旨が異なる。

ここから、「傍聴筆記」と駿々堂本では、異なる主体が想定される。「傍聴筆記」には俊による同意(「大意」と異議申し立てがあるのであるから、駿々堂本は俊によるものではないということになる。

以上のように、「岸田俊著」の駭々堂本は、岸田俊の著作とは言えない。おそらく、俊の演説（一〇月二日京都四條^③、一〇月二二日大津）をもとに、別人、すなわち、西洋からの新思想に多少ともなじんでいる人間が書いたものと考えられる^④。

さて、従来、俊の演説として、ほとんどの場合、『函入娘・婚姻之不完全』の『函入娘』から引用されてきた。「傍聴筆記」が演説内容に近いとしても、駭々堂本の刊行の日付は俊の拘留中であるとしても、それでも『函入娘』から引用されてきたのである。何故なのであるか。そこには、あの演説を本にしたのだ（——俊本人が、ないしは仲間が）という思い込み、あるいはまた、俊の演説はこうであるはずだという思いがある。

たとえば、相馬黒光（一九四〇）は、「これはあの大津で問題を起こした演説『函入娘』の内容を小冊子にしたもので」と、演説を本にしたとしている。

そして、「尤も大津に於ける演説はこの内容から脱線して政談にわたり、問題となりました。」と付け加えている^⑤。『函入娘』の方が俊の演説だとすると、これで「政談にわたり」というのはおよそ説得力がない。『函入娘』には、「政談にわたり」得る要素が全くないからである。そこから、なぜこの内容で集会条例違反になるのだろうかという当然生じる疑問を封じるために、なんらかの形で「政談にわたった」から集会条例違反に問われたのだろうかという推測で補うことになりやすい。相馬には、「問題を起こした」「脱線」という非難のニュアンスがあるが、これが賞賛からでも同様である。

同時に、そのことにより、俊への介入が尋常でないこと（演説中「中止・解散」命令を出すのではなく、何事もなく終わって散会后、拘引し、警察署から未決監へ護送した点。演説を、内容そのものではなく、臨監警官による「傍

「聴筆記」に基づいて別の内容の暗喩だとみなして集会条例違反・官吏侮辱罪とした点)、それに対して、出獄後療養中の俊が、演説内容に関して裁判で争ったという、現実の争点が見えにくくなる。俊自身が、「獄ノ奇談」で、「同署ノ拘留所」ではなく「監獄署」へ護送された等を書き残しているにもかかわらず、演説内容を『函入娘』とみなすことにより、「獄ノ奇談」の具体的な記述を活かす文脈があらわれてこそ、事実関係があいまいになるのである。

つまり、たとえ賞賛からであろうとも、「政談にわたった」から集会条例違反に問われたのではないかという憶測により、暗喩で政談をしたとみなして集会条例違反にするという尋常でない介入に対して、俊が、自分は女子教育に関する学術演説をしたままであり、政談演説などしていないと争ったという(ある意味で単純な)文脈が受け入れにくくなるのである。

じつは、ここで俊の姿勢をとらえきれないことが、その後、の俊を、「転向」「転落」「転回」とみなす布石となる。岸田俊は、女子教育を訴える演説をして、暗喩で政談をしたという理由で集会条例違反とされ、未決監へ送られた。それに対して、「獄ノ奇談」を書き残し、裁判で政談などしていないと争った。——ここに私は、日本における近代の到来(警察・裁判・メディアなどの装置と、それをめぐる人々の動き)と、フェミニストの嚆矢と呼んでも差し支えない岸田俊の姿を見るのである。

演説(「傍聴筆記」)では、「不自由」「窮屈」では立派な精神を養うことはできない、自由へのびのびとさせることこそ精神を養う道だと訴えている。心身の自由をつちかう教育に変える必要があるということである。俊は、女子の教育の重要性を訴え、その内容を、窮屈な函に入れて型にはめるのではなく、自由でのびのびとしたものに変えるべきだと主張したのである。

演説を本にしたのだという想定は今日も続いており、大木基子(二〇〇三)も、傍聴筆記「函入娘」について触れ

た上で、俊が、演説をもとに本を出版したとしている。⁽⁷⁾

また、絲屋寿雄（二九七五）は、俊の演説として「傍聴筆記」を採用している希有な例であるが、その意識に、巽々堂本から一部を混入させている（本稿の、この三つはすべて、害が少なからず、益が多からずである。この害を除却しなければ、「婦徳を修め女道を行ひ社会有益完全の婦女子」は千年たっても得られない、にあたる部分）。その結果、演説（「傍聴筆記」）では女訓を批判していないにもかかわらず、批判したことになっている。⁽⁸⁾

このように、「函入娘」(巽々堂本)が俊の演説であると見なされ、「函入娘」から俊の演説がつけられる。「函入娘・婚姻之不完全」||「岸田俊」という固定観念はそれほど強いのである。

『函入娘』を俊によるものと信じ、そこから「岸田俊」を描いた人々の思いは尊重されるべきであるが、歴史研究のテキスト解釈として問題があり、また、『函入娘』||「岸田俊」という思い込みが、現実の岸田俊への接近を妨げ、後世に重大な影響を与えることになったのである。

- (1) 鈴木裕子編・解説『岸田俊子評論集』(「湘煙選集」I (不二出版、一九八五年)、二二三〜二二九頁)。
- (2) 同上、二二九頁。
- (3) 『京都絵入新聞』(一八八三年一〇月四日)に、俊が「三従の道を説くに至ては」とあるから、京都四条での演説を聴いて書いた可能性がある。全体に論旨を自由に変えていることからすると、どの程度正確であるかは不明である。鈴木裕子編・解説『日本女性運動資料集成』第一巻、思想・政治I (不二出版、一九九六年)、六七頁。
- (4) 拙著『御一新とジェンダー』(東京大学出版会、二〇〇五年)の岸田俊の項(二九九頁〜三〇三頁)で、『函入娘・婚姻之不完全』の著者を従来どおり岸田俊とした。今回、説を改めたい。
- (5) 相馬黒光『明治初期の三女性——中島湘煙・若松賤子・清水紫琴』(厚生閣、一九四〇年)、二二六〜二二七頁。
- (6) 大木基子・西川裕子編『湘煙日記』(「湘煙選集」三 (不二出版、一九八六年)、二二〜二三頁)。

(7) 「だがこの時期に俊子は演説をもとにした『函入娘・婚姻の不完全』を出版しており、裁判後の療養中に「世ノ婦女子ニ諭ス」を發表している。」大木基子『自由民権運動と女性』（ドメス出版、二〇〇三年）、一一二頁。

なお、弁護士が、裁判で、「函入娘と題する論説は曾て被告人の著述に係り一の小冊子となして世に発売頒布するもの」(前掲『岸田俊子評論集』二二七頁)なので俊の演説の主旨は容易にわかるはずだと反駁していることからすると、弁護士は、「被告人の著述に係」と理解していたわけである。俊自身がどうとらえていたかは明らかではない。ともに集会条例違反で有罪(罰金刑)となった演説会の会主井桑甚三郎は、駁々堂の配達人であった(『京都絵入新聞』。西川祐子『花の妹―岸田俊子伝』(一九八六年)一六五頁を参照)という。これが事実だとすれば、駁々堂が、京都四条での演説を人に聴かせて文章を書かせ、俊の拘留中に出版したということかもしれない。

(8) 『女性解放の先駆者たち―中島俊子と福田英子』(清水書院、一九七五年)、四〇頁。